

第 5 期

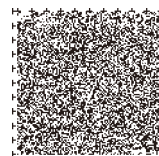
青梅市高齢者保健福祉計画 青梅市介護保険事業計画

(平成24年度～平成26年度)

概要版



平成24年3月
青 梅 市



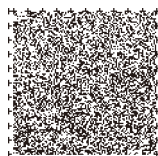
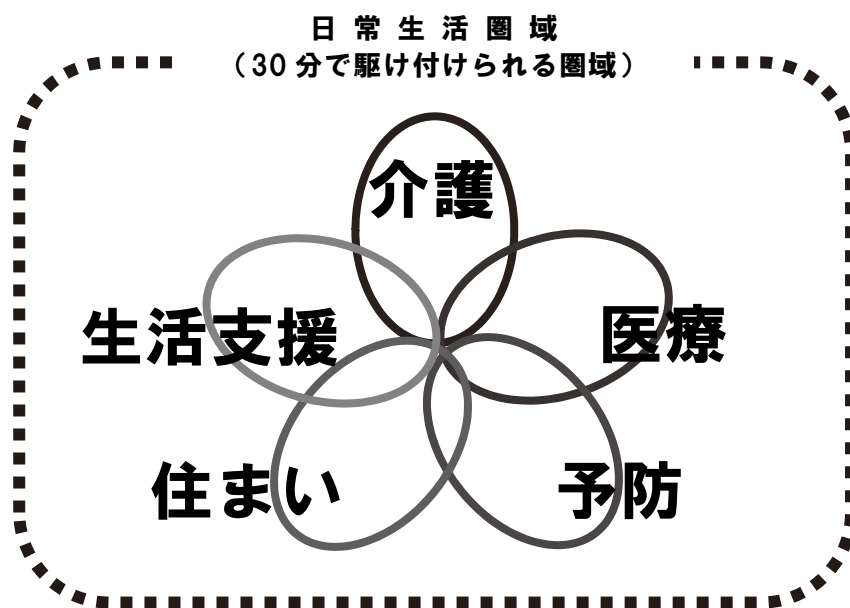
計画策定の趣旨

我が国の少子高齢化は類を見ない速さで進んでおり、2055年には75歳以上の高齢者が、人口の4人に1人を占めると予想されています。

この超高齢社会に対応するため、平成23年6月には介護保険法が改正され、国は、第5期介護保険事業計画の策定にあたり、『高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、①介護、②予防、③医療、④生活支援、⑤住まいの5つのサービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の考え方にもとづき、取り組むことが重要である。』との指針を示しました。

青梅市では、本格的な高齢社会の到来を見据え、高齢者が当市の豊かな自然の中で健やかな生活を送れるよう、「健やかでやさしい福祉の街」の実現に向け、青梅市高齢者保健福祉計画と青梅市介護保険事業計画を策定しました。

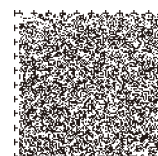
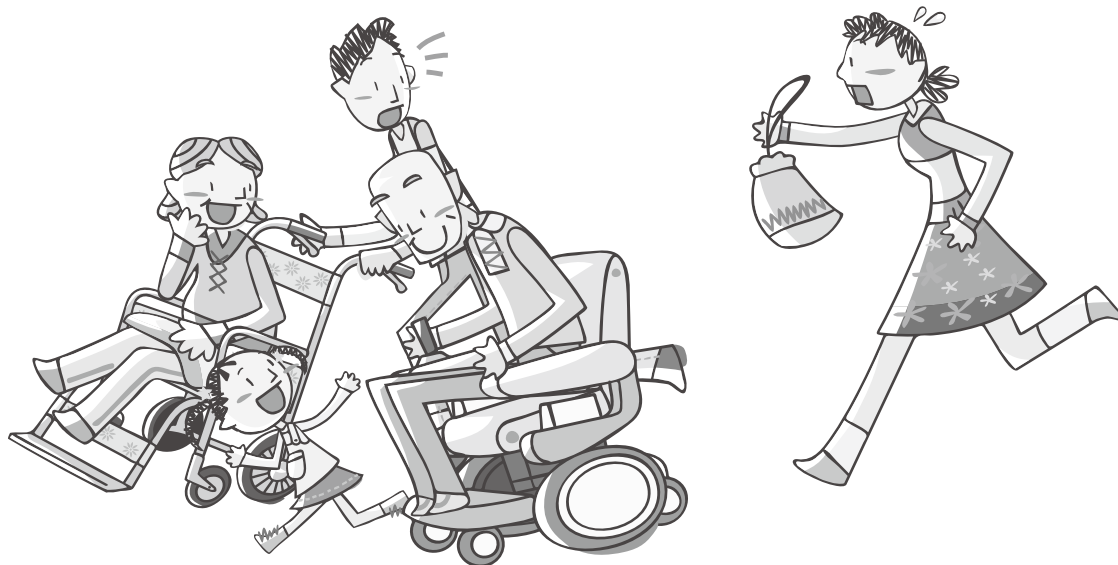
■ 地域包括ケアシステムの理念図 ～地域包括ケアの5つの視点～



事業計画の期間

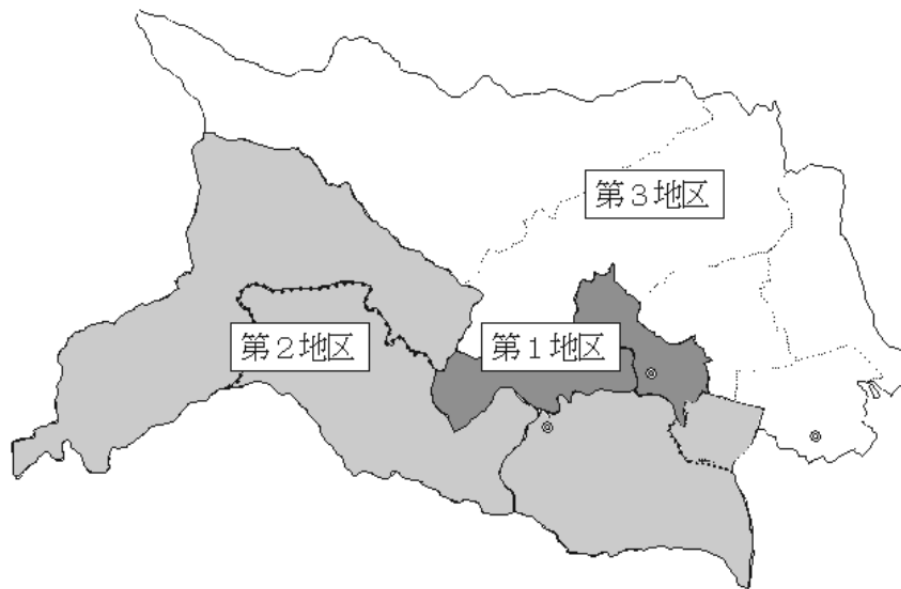
青梅市高齢者保健福祉計画および青梅市介護保険事業計画の計画期間は、3年を一期として策定するため、第5期計画は、平成24年度から平成26年度までとします。

区分	平成18 (2006) 年度	平成19 (2007) 年度	平成20 (2008) 年度	平成21 (2009) 年度	平成22 (2010) 年度	平成23 (2011) 年度	平成24 (2012) 年度	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度
計画期間	第3期高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画			第4期高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画			第5期高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画		
見直し時期			(見直し)			(見直し)			(見直し)
介護保険料	(一定)			(一定)			(一定)		



日常生活圏域

日常生活圏域とは、地理的条件、人口、社会的条件、医療・介護施設の整備状況などを勘案して定める区域のことです。日常生活圏域ごとに、介護サービスをきめ細かく提供して、住み慣れた地域の中で自分らしく暮らし続けることを支援しています。



区分	センター名・所在地	地区
第1地区	青梅市地域包括支援センター 青梅市東青梅1丁目11番地の1 市役所内	<ul style="list-style-type: none"> ・勝沼、西分町、住江町、本町、仲町、上町、森下町、裏宿町、天ヶ瀬町、滝ノ上町、大柳町、日向和田 ・東青梅、根ヶ布、師岡町
第2地区	青梅市地域包括支援センター うめぞの 青梅市駒木町3丁目594番地の1	<ul style="list-style-type: none"> ・駒木町、長淵、友田町、千ヶ瀬町 ・畑中、和田町、梅郷、柚木町 ・二俣尾、沢井、御岳本町、御岳、御岳山 ・河辺町
第3地区	青梅市地域包括支援センター すえひろ 青梅市末広町1丁目4番地の5	<ul style="list-style-type: none"> ・吹上、野上町、大門、塩船、谷野、木野下、今寺 ・新町、末広町 ・藤橋、今井 ・富岡、小曾木、黒沢 ・成木



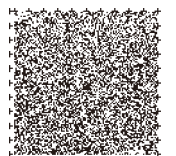
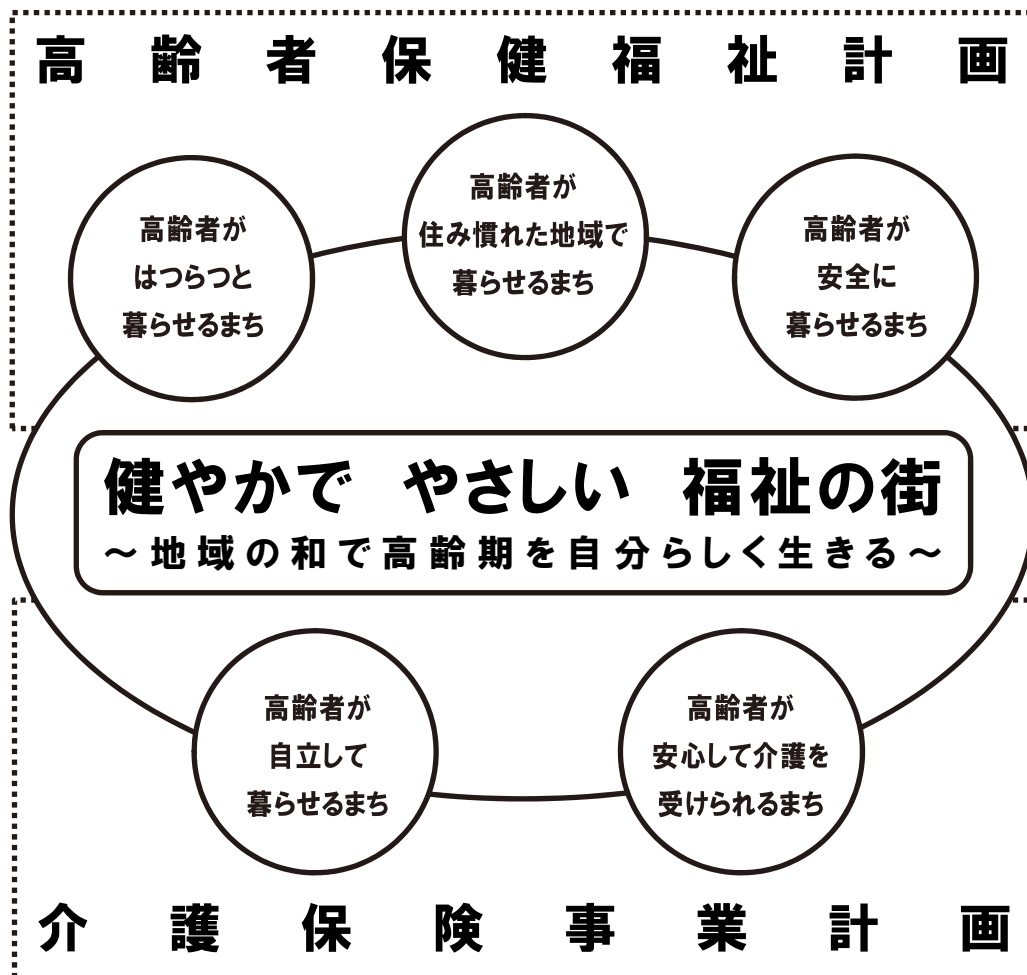
高齢者施策の基本方針

(1) 青梅市の目指す高齢社会像

当市では、「健やかでやさしい福祉の街」の実現に向けて、「市民一人一人が健やかに安心して生活を送れるよう、お互いを尊重し、共に考え、共に支え合うことができる街」を目指しています。

福祉施策のこうした考え方は、「青梅市長期総合計画」および「青梅市地域福祉計画」（平成 20 年 3 月策定）において定めており、当市の福祉施策の基本理念となっています。

■ 福祉施策の基本理念と5つの高齢社会像

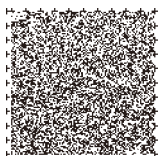


基本目標 1 高齢者がはつらつと暮らせるまち

高齢期をはつらつと暮らすため、継続的な健康管理と疾病予防への支援とともに、自主グループ活動や社会参加活動の促進を図ります。

また、高齢者の生きがいづくりにつながる生涯学習やスポーツ活動の活性化に取り組みます。

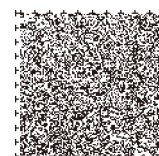
健康維持と疾病予防の支援	
生活習慣病の予防	
	特定健康診査の推進
	特定保健指導の充実
	後期高齢者健康診査
健康管理の継続支援	
	健康手帳の交付
	健康教育
	健康相談
	検診事業
	機能訓練
はつらつと暮らすための総合支援	
地域で活動する団体への支援	
	高齢者クラブへの支援
	自主グループ活動への支援
	スポーツクラブの活用
生きがいづくりと交流機会の促進	
	温泉保養施設利用助成事業
	生涯学習の充実
	ウォーキングフェスタの開催
	健康センター
	老人（福祉）センター
	地域保健福祉センター
	市民センター
	スポーツ施設・レクリエーション施設
高齢者の能力活用	
	シルバー人材センターの運営支援
	シルバーマイスター事業
情報提供の充実	
	高齢者の暮らしの手引の作成・配布
	生涯学習情報の提供
	情報媒体の充実
高齢者を敬う機会の実施	
	敬老金贈呈
	敬老会開催



基本目標 2 高齢者が住み慣れた地域で暮らせるまち

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加している中、高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう、住まいの確保に関する対策、認知症高齢者に対するケア対策、生活支援サービスの充実などに取り組むとともに、地域福祉活動の推進に努めます。

総合的な生活支援の充実	
生活支援サービスの充実	
	在宅介護支援センター事業
	配食サービス事業
	高齢者福祉電話設置事業
	養護老人ホーム
	介護予防訪問援助事業
	寝具乾燥サービス事業
	訪問理美容サービス事業
	紙おむつ等給付事業
	日常生活用具給付事業
	住宅改造費助成事業
住まいの確保	
	高齢者住宅事業（シルバーピア）
	居住系サービスの整備
	サービス付き高齢者向け住宅の整備
	東京シニア円滑入居賃貸住宅情報登録閲覧制度
地域福祉活動の推進	
ボランティア活動等の支援	
	ボランティア・市民活動センターの運営
福祉コミュニティづくりの推進	
	自治会との連携
	民生・児童委員合同協議会との連携
	社会福祉協議会との連携
地域福祉活動の充実	
	高齢者安心サポート事業

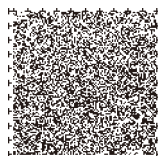


基本目標 3 高齢者が安全に暮らせるまち

高齢者を災害や犯罪の被害から守り、地域で安全に暮らすことができるように、警察署、消防署、地域の関係団体との連携を図ります。

特に、高齢者のみ世帯に対する災害時支援体制の強化を図ります。

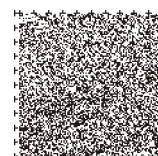
福祉のまちづくりの推進	
公共建築物等のバリアフリー化の推進	
公共建築物等のバリアフリー化の促進	
歩行者空間の整備と交通安全対策	
歩道の整備	
交通安全教育の実施	
住宅の安全対策の推進	
家具転倒防止器具給付事業	
生活安全対策の強化	
緊急時の対応対策の推進	
緊急通報システム事業	
防火対策の推進	
火災安全システム事業	
防災対策の推進	
防災訓練の実施	
市内特別養護老人ホーム等との災害協定	
災害時要援護者支援事業	
防犯対策の推進	
情報提供の促進	
消費生活に関する啓発相談事業	
犯罪防止のための情報提供の促進	



基本目標 4 高齢者が自立して暮らせるまち

高齢者が介護の状態にならないために、介護予防の意識が高まっています。日頃から心身の健康増進に取り組めるようなサービスを提供するとともに、市民の主体的な取組を支援します。また、認知症と介護予防に関する正しい知識の普及と啓発を図ります。

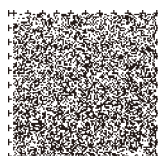
地域支援事業による自立支援の充実	
介護予防事業の推進	
一次予防事業	
	高齢者クラブ健康づくりモデル事業
	介護予防講演会
	機能訓練事業
二次予防事業（すこやか高齢者事業）	
	二次予防事業対象者把握事業
	通所型介護予防事業
	筋力向上トレーニング事業
	介護予防栄養改善事業
	訪問型介護予防事業
介護予防・日常生活支援総合事業	
包括的支援事業の推進	
	介護予防ケアマネジメント事業
	総合相談支援事業
	権利擁護事業
	包括的・継続的ケアマネジメント支援
任意事業の推進	
	介護サービス事業者連絡会
	居宅介護支援事業者連絡会
	介護給付費通知発送
	家族介護教室
	家族介護慰労金支給事業
	成年後見制度申立事業
	介護サービス相談員派遣事業
	生活管理指導短期宿泊事業
認知症高齢者への支援	
	地域密着型サービスの充実
	成年後見制度の活用支援
	認知症サポーター養成講座
	徘徊高齢者家族支援サービス事業
地域支援事業費の推計	
	地域支援事業の見込量および費用額



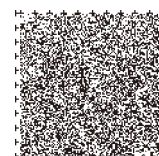
基本目標 5 高齢者が安心して介護を受けられるまち

要支援・要介護認定を受けた高齢者が、自らの意思により質の高いサービスを受けることができるよう、サービスの提供基盤の充実を引き続き図ります。また、保険者として介護保険制度の円滑・適正な運営を図ります。

居宅サービスの充実	
訪問系居宅サービス	
	(介護予防) 訪問介護 (ホームヘルプサービス)
	(介護予防) 訪問入浴介護
	(介護予防) 訪問看護
	(介護予防) 訪問リハビリテーション
	(介護予防) 居宅療養管理指導
通所系居宅サービス	
	(介護予防) 通所介護 (デイサービス)
	(介護予防) 通所リハビリテーション (デイケア)
	(介護予防) 短期入所生活介護 (ショートステイ)
その他の居宅サービス	
	(介護予防) 福祉用具貸与
	(介護予防) 福祉用具購入
	(介護予防) 住宅改修
	(介護予防) 特定施設入居者生活介護
	(介護予防) 居宅介護支援
地域密着型サービスの充実	
地域密着型サービス	
	(介護予防) 認知症対応型通所介護 (認知症対応型デイサービス)
	(介護予防) 小規模多機能型居宅介護
	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
	複合型サービス
地域密着型サービスの事業所数と整備目標	
施設サービスの充実	
施設サービス	
	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)
	介護老人保健施設 (老人保健施設)
	介護療養型医療施設



介護保険サービスの円滑な提供	
連携体制の強化	
保健・医療・福祉・介護の連携強化	
事業者等との連携強化	
相談・情報提供体制の充実	
相談窓口の充実	
苦情に対する迅速な対応	
市民への情報提供	
介護サービスの向上	
介護サービスの質の向上	
介護サービスの情報公開	
介護給付費・予防給付費の推計	
介護給付費・予防給付費の推計	
介護給付サービスの見込量および費用額	
予防給付サービスの見込量および費用額	
介護給付等対象サービスの給付費総額の見込み（まとめ）	
第1号被保険者の介護保険料について	
介護保険事業の財源構成について	
第1号被保険者の負担割合について	
保険料および所得段階の設定について	



第5期計画における推計値

(1) 高齢者人口および高齢化率の推計

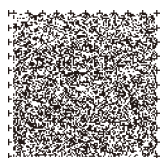
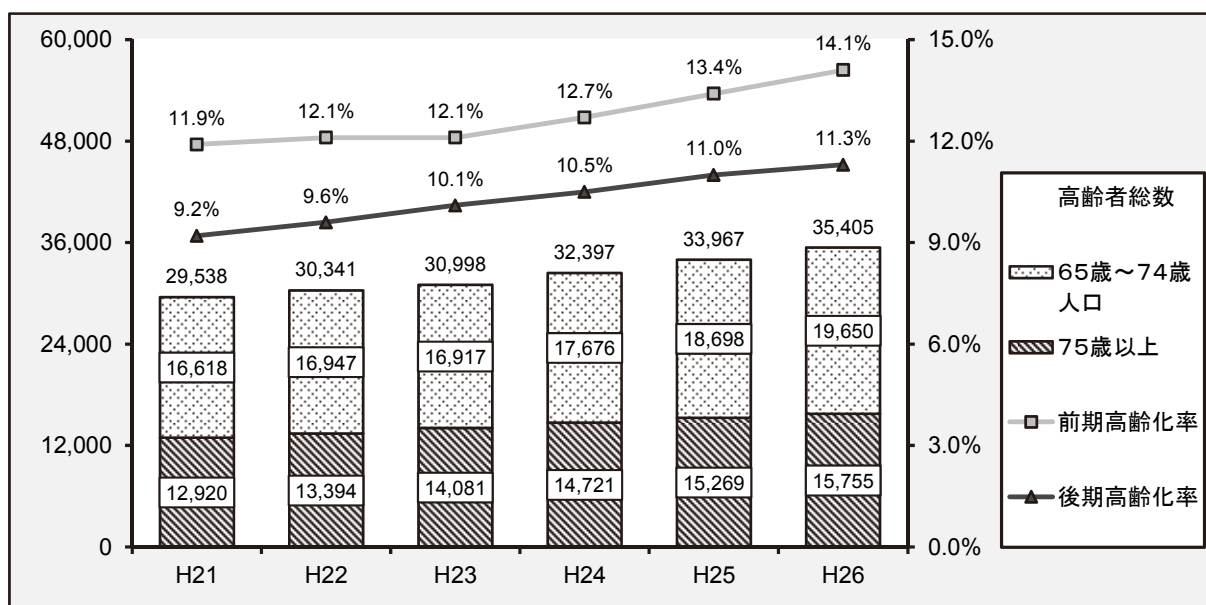
(単位：人)

区分	実績			推計		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総人口	139,744	139,932	139,860	139,626	139,345	139,014
40歳未満人口	61,579	60,475	59,107	57,574	56,107	54,648
40歳～64歳人口	48,627	49,116	49,755	49,655	49,271	48,961
高齢者全体	29,538	30,341	30,998	32,397	33,967	35,405
前期高齢者	16,618	16,947	16,917	17,676	18,698	19,650
後期高齢者	12,920	13,394	14,081	14,721	15,269	15,755
高齢化率	21.1%	21.7%	22.2%	23.2%	24.4%	25.5%
前期高齢化率	11.9%	12.1%	12.1%	12.7%	13.4%	14.1%
後期高齢化率	9.2%	9.6%	10.1%	10.5%	11.0%	11.3%

※平成18年度から平成23年度までは各年10月1日現在

※平成24年度以降はコーホート法のうちセンサス変化率法により推計

■ 高齢者人口および高齢化率の推移 (単位：人)



(2) 要介護（要支援）認定者数および出現率の推計

(単位：人)

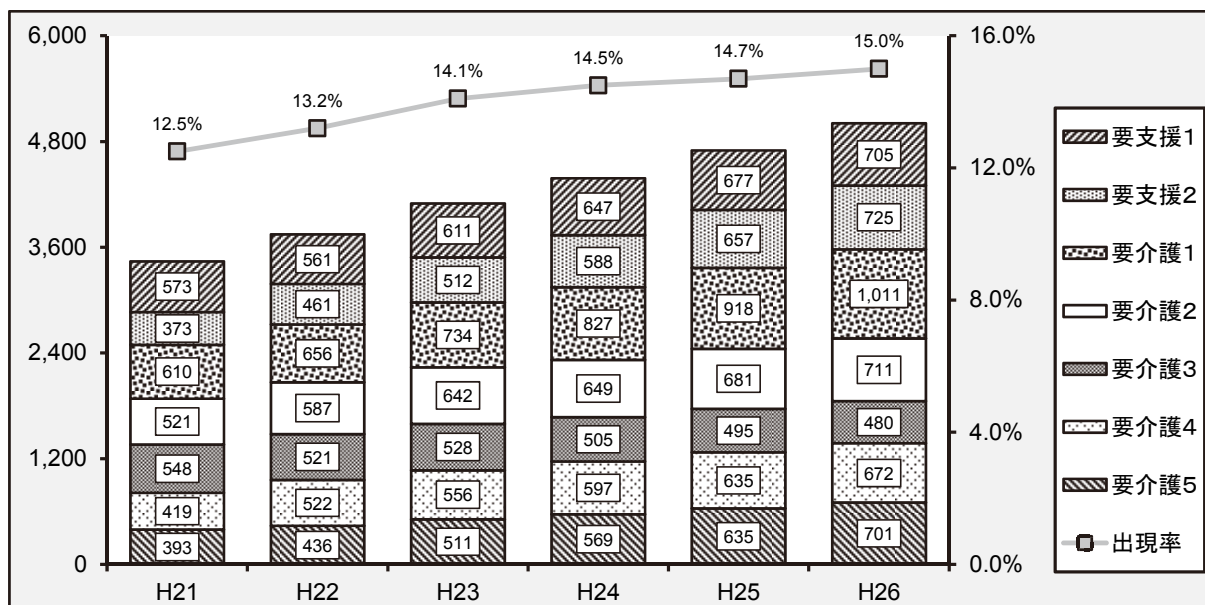
区 分	実績			推計		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
要支援・要介護	3,437	3,744	4,094	4,382	4,698	5,005
要支援1等	573	561	611	647	677	705
要支援2	373	461	512	588	657	725
要介護1	610	656	734	827	918	1,011
要介護2	521	587	642	649	681	711
要介護3	548	521	528	505	495	480
要介護4	419	522	556	597	635	672
要介護5	393	436	511	569	635	701
出現率	12.5%	13.2%	14.1%	14.5%	14.7%	15.0%

※第2号被保険者の認定者を含む。

※要支援1等は、経過的要介護を含む。

※出現率＝要介護（要支援）認定者数÷第1号被保険者数

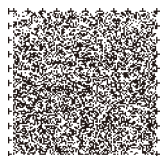
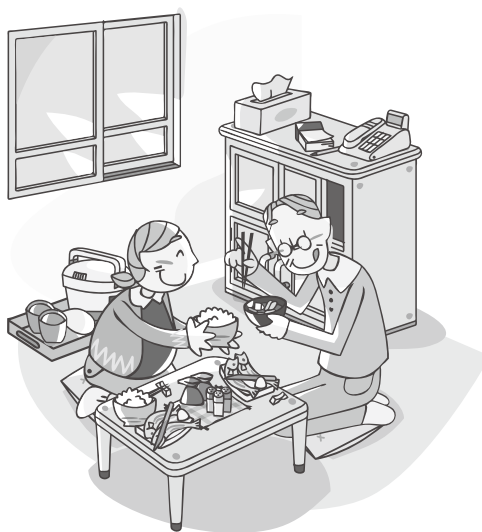
■ 要介護(要支援)認定者数および出現率の推移 (単位：人)



(3) 介護給付等対象サービスの給付費総額の推計

(単位：千円)

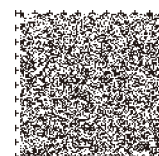
区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計
標準給付費 計	6,300,280	6,891,109	7,372,355	20,563,744
給付費 計 (介護給付+予防給付)	5,833,219	6,381,301	6,815,577	19,030,097
介護給付	5,522,675	6,027,985	6,426,001	17,976,661
居宅介護サービス	1,709,573	1,924,827	2,106,678	5,741,078
地域密着型介護サービス	376,476	427,497	470,426	1,274,399
施設介護サービス	3,164,364	3,365,953	3,508,628	10,038,945
居宅介護福祉用具購入	10,514	11,537	12,561	34,612
居宅介護住宅改修	31,308	36,156	41,004	108,468
居宅介護サービス計画	230,440	262,015	286,704	779,159
予防給付	310,544	353,316	389,576	1,053,436
介護予防サービス	254,026	290,441	321,486	865,953
地域密着型介護予防サービス	9,706	10,704	11,533	31,943
介護予防福祉用具購入	2,503	2,684	2,865	8,052
介護予防住宅改修	11,718	12,454	13,190	37,362
介護予防サービス計画	32,591	37,033	40,502	110,126
審査支払手数料	6,811	7,453	8,155	22,419
高額介護 (介護予防) サービス費	133,443	150,734	170,267	454,444
特定入所者介護 (介護予防) サービス費	314,380	337,584	362,500	1,014,464
高額医療合算介護 (介護予防) サービス費	12,427	14,037	15,856	42,320



(4) 地域支援事業費の推計

(単位：所、千円)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計
地域包括支援センター設置数	3	3	3	—
介護予防事業	27,908	33,219	36,187	97,314
二次予防事業	26,452	31,653	34,521	92,626
一次予防事業	1,456	1,566	1,666	4,688
包括的支援事業	70,684	77,000	78,000	225,684
任意事業	3,442	3,563	3,683	10,688
介護給付等費用適正化事業	1,092	1,113	1,133	3,338
家族介護支援事業	605	705	805	2,115
その他事業	1,745	1,745	1,745	5,235
地域支援事業費 計	102,034	113,782	117,870	333,686



(5) 地域密着型サービスの事業所数と整備目標

① (介護予防) 認知症対応型通所介護 (デイサービス) (単位: 人、事業所)

区 分	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
利用 (見込) 者数/日	12	20	27	35	43	48
事業所数	3	4	4	4	4	4

② (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 (単位: 人、事業所)

区 分	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
登録 (見込) 者数/日	33	42	49	63	75	75
事業所数	2	2	2	3	3	3

※第2地区 (未整備地区) で1事業所を整備する。

③ (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) (単位: 人、ユニット)

区 分	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
利用 (見込) 者数/日	54	72	72	81	81	81
ユニット数	6	8	8	9	9	9

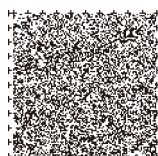
※ユニットとは、グループホームで共同生活する場合の生活単位で、通常、定員5~9名となっており、青梅市では9名のユニットを想定しています。

④ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

「地域包括ケア」の仕組みを支える新たなサービスとして、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の整備を図ります。

⑤ 複合型サービス

新たに整備を進める小規模多機能型居宅介護施設に替わり、複合型サービス施設の整備を可能とします。また、既存の小規模多機能型居宅介護施設からの転換についても可能とします。



第1号被保険者の保険料

(1) 第1号被保険者の負担割合について

第1号被保険者の保険料で賄われる負担割合は、第2号被保険者との人口比率により、政令で定められており、第4期事業計画では負担割合が20%でしたが、第5期事業計画では21%になりました。

また、介護給付費等の国の負担分のうち、5.0%に相当する調整交付金は、全国の前後期高齢者人口割合・所得段階層割合と比較して、保険者ごとに増減されることになっており、第5期事業計画の青梅市の見込みは2.0%で、不足する3.0%については、第1号被保険者の保険料で負担することとなります。

このため、第1号被保険者の負担割合は、介護給付費等については24.0%、地域支援事業については21.0%となり、第5期事業計画期間の青梅市での全体の財源構成についての見込みは、以下のとおりとなります。

■ 第5期事業計画での負担割合

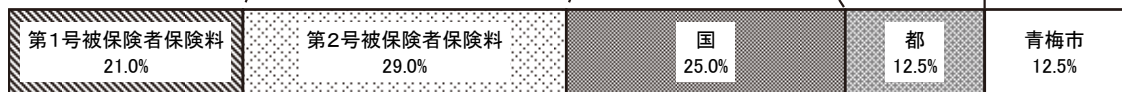
介護給付費等(施設等分を除く)



介護給付費等(施設等分)



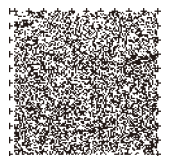
地域支援事業費(介護予防事業)



地域支援事業費(包括的支援事業・任意事業)



0.0% 20.0% 40.0% 60.0% 80.0% 100.0%



(2) 保険料および所得段階の設定について

① 保険料設定の見込み

第5期事業計画では、高齢者人口の増加に伴う要介護認定者数の増加により、介護保険サービスの利用量が増えることが見込まれます。

また、介護サービス基盤の整備や、介護従事者の処遇改善のための介護報酬の改定なども、保険料を上昇させる要因となっています。

■ 主な上昇要因

- ・介護サービス基盤の整備（地域密着型サービス等の整備）
- ・第1号被保険者の保険料の負担割合が20%から21%に改正
- ・介護報酬が1.2%（在宅1.0%、施設0.2%）増に改定
- ・地域区分の見直しにより、乙地（5%）から4級地（10%）に改正（ただし、平成24年度から平成26年度までは経過措置として、5級地（6%）に区分）

② 保険料上昇の抑制について

介護保険法の一部改正により、財政安定化基金の特例が設けられ、都道府県は、平成24年度に限り、財政安定化基金の一部を取崩すことができるとされました。

市では、この財政安定化基金からの交付金と介護給付費等準備基金を取崩して、介護保険料の上昇を押さえることとします。

③ 所得段階の細分化について

第4期事業計画の介護保険料は、被保険者等の所得に応じて11の段階（特例第4段階含む）に区分していましたが、第5期事業計画では、被保険者の負担能力に応じた、よりきめ細かな段階数（多段階化）を設定しました。

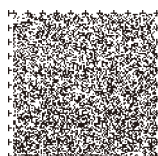
第5期所得段階においては、低所得者の負担軽減を図るため、次のとおり段階を設定します。

■ 特例第3段階の設定

第3段階に該当する方のうち、収入が一定額以下の方に対する負担軽減ができるようになったため、新たに特例第3段階を設け、低所得者の負担軽減を図りました。

■ 第11段階の設定

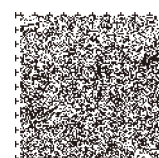
第10段階の上に第11段階を設け、被保険者の負担能力に応じた、所得段階と保険料率の設定を行いました。

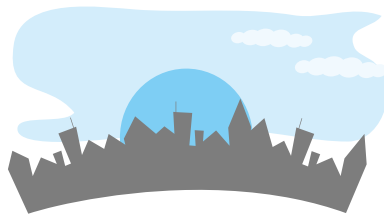


(3) 所得段階別の保険料

① 第5期事業計画期間（平成24年度から平成26年度）の所得段階区分と保険料率等

所得段階	対象者	保険料率	年間保険料	構成比 (推計)
第1段階	・生活保護を受給している方 ・老齢福祉年金の受給者で世帯全員が 市民税非課税の方	基準額× 0.45	23,200円 (月額約1,933円)	2.8%
第2段階	・市民税世帯非課税で 「課税年金収入額+合計所得金額」 が80万円以下の方	基準額× 0.45	23,200円 (月額約1,933円)	14.3%
特例 第3段階	・市民税世帯非課税で 「課税年金収入額+合計所得金額」 が80万円を超え、120万円以下の方	基準額× 0.66	34,100円 (月額約2,842円)	5.2%
第3段階	・市民税世帯非課税で 「課税年金収入額+合計所得金額」 が120万円を超える方	基準額× 0.70	36,100円 (月額約3,008円)	5.9%
特例 第4段階	・本人は市民税非課税であるが 世帯員に市民税課税者がいる方で 「課税年金収入額+合計所得金額」 が80万円以下の方	基準額× 0.85	43,900円 (月額約3,658円)	18.5%
第4段階	・本人は市民税非課税であるが 世帯員に市民税課税者がいる方で 「課税年金収入額+合計所得金額」 が80万円を超える方	基準額× 1.00	51,600円 (月額約4,300円)	11.9%
第5段階	・市民税本人課税の方で 前年の合計所得金額が 125万円未満の方	基準額× 1.10	56,800円 (月額約4,733円)	11.3%
第6段階	・市民税本人課税の方で 前年の合計所得金額が 125万円以上190万円未満の方	基準額× 1.31	67,600円 (月額約5,633円)	12.9%
第7段階	・市民税本人課税の方で 前年の合計所得金額が 190万円以上400万円未満の方	基準額× 1.60	82,600円 (月額約6,883円)	13.0%
第8段階	・市民税本人課税の方で 前年の合計所得金額が 400万円以上600万円未満の方	基準額× 1.84	94,900円 (月額約7,908円)	2.1%
第9段階	・市民税本人課税の方で 前年の合計所得金額が 600万円以上800万円未満の方	基準額× 2.00	103,200円 (月額約8,600円)	0.7%
第10段階	・市民税本人課税の方で 前年の合計所得金額が 800万円以上1,000万円未満の方	基準額× 2.10	108,400円 (月額約9,033円)	0.4%
第11段階	・市民税本人課税の方で 前年の合計所得金額が 1,000万円以上の方	基準額× 2.20	113,500円 (月額約9,458円)	1.0%





第 5 期
青梅市高齢者保健福祉計画
青梅市介護保険事業計画
概 要 版

発 行 者 : 青梅市
〒198-8701 東京都青梅市東青梅 1 丁目11番地の 1
発 行 日 : 平成24年 3 月
企画編集 : 青梅市健康福祉部高齢介護課
電話番号 0428-22-1111 (代表)
ホームページ <http://www.city.ome.tokyo.jp>

